



発行  
東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則：（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）：一

告示

○都道の区域変更（四件）：（建設局道路管理部路政課）：一

公告

○開発行為に関する工事完了（二件）：（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）：九

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要：（産業労働局商工部地域産業振興課）：九

雑報

○任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額：（東京都職員共済組合）：九

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。別記附則様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記附則様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月八日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 神楽坂高円寺

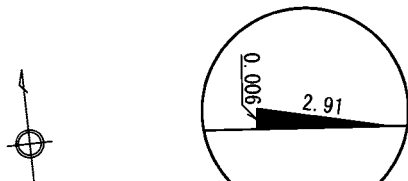
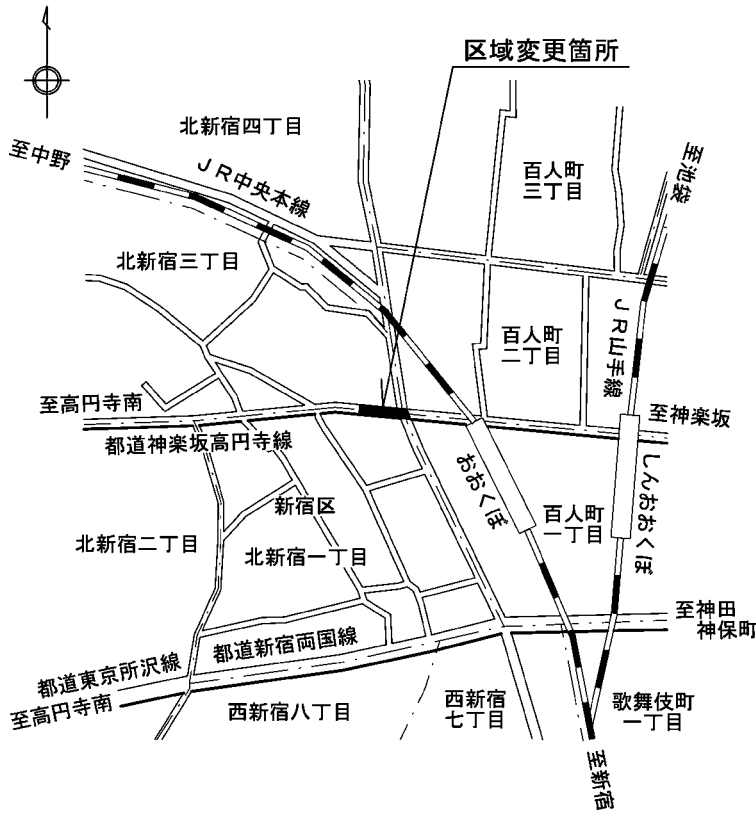
二 変更の区間 新宿区百人町一丁目二百五十四番十八地先から同区北新宿三丁目九百四十四番八地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

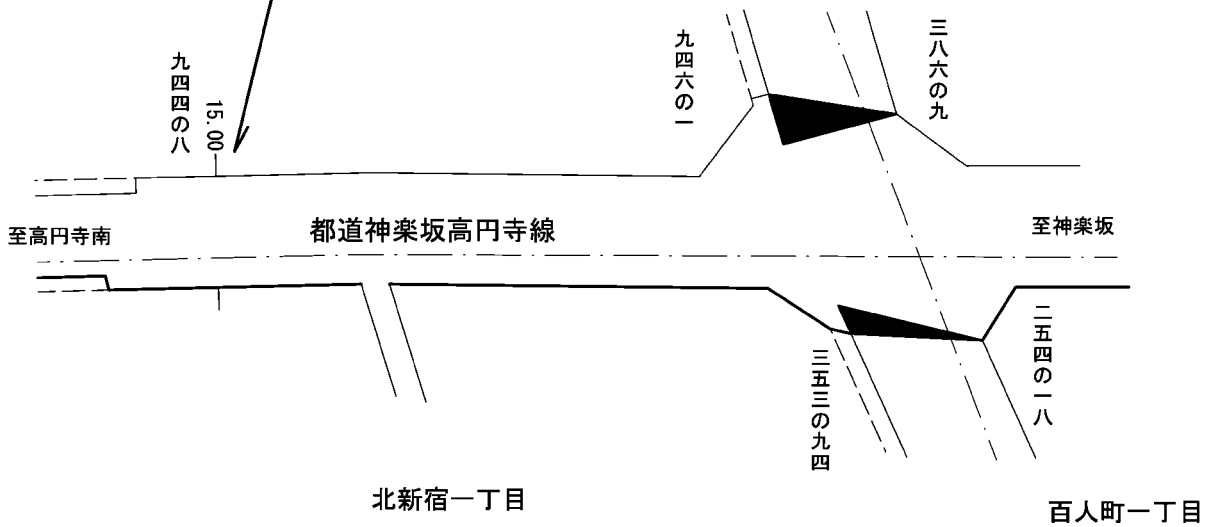
都道神楽坂高円寺線区域変更略図  
新宿区百人町一丁目～北新宿三丁目

計画線  
 編入区域  
 延長  
 面積  
 三三・〇七メートル  
 八八・三四平方メートル



新宿区  
北新宿三丁目

百人町二丁目

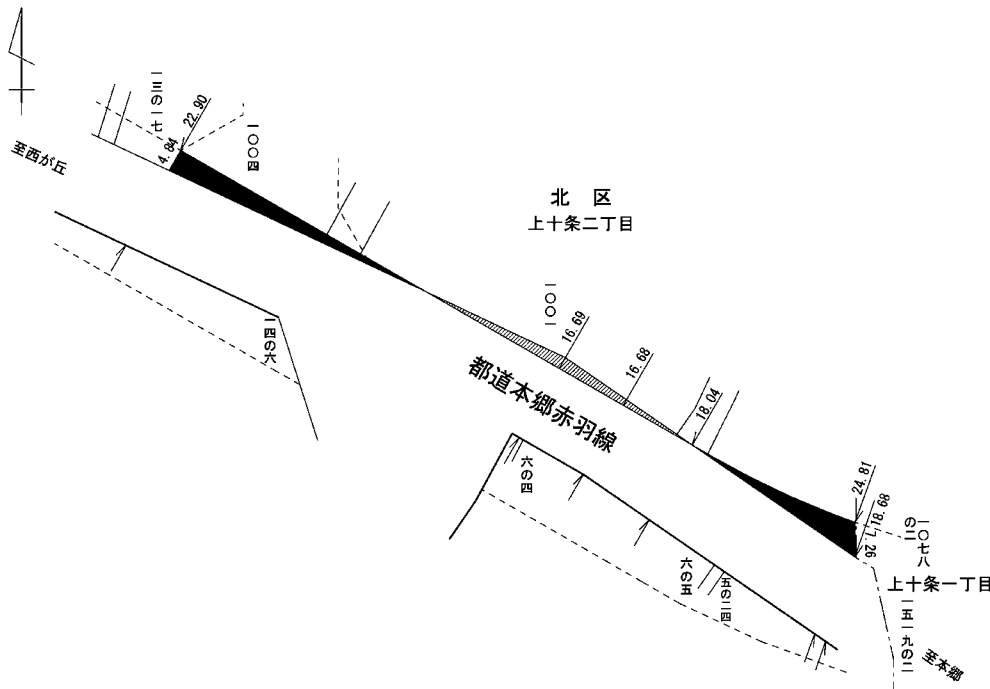
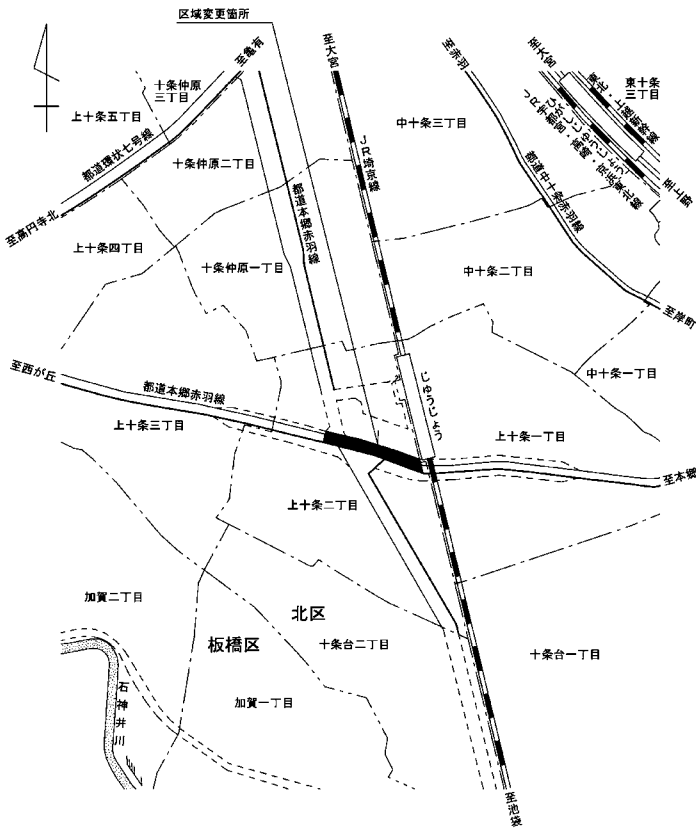


●東京都告示第二三三〇号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

### 別図

## 都道本郷赤羽線区域変更略図 北区上十条二丁目地内

- 都道
  - 特別区道
  - 編入区域
  - 延長面積
  - 廃止区域
  - 延長面積
  - 計画線
- 一〇一・九七メートル  
 二四三・八四メートル  
 六四・二六メートル  
 八三・五七メートル



その関係図面は、令和三年三月八日から起算して二週間  
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和三年三月八日  
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 本郷赤羽
- 二 変更の区間 北区上十条二丁目千一番地先から同所十
- 三 変更の概要 三番十七地先まで  
 別図表示のとおり

●東京都告示第百三十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和三年三月八日から起算して二週間

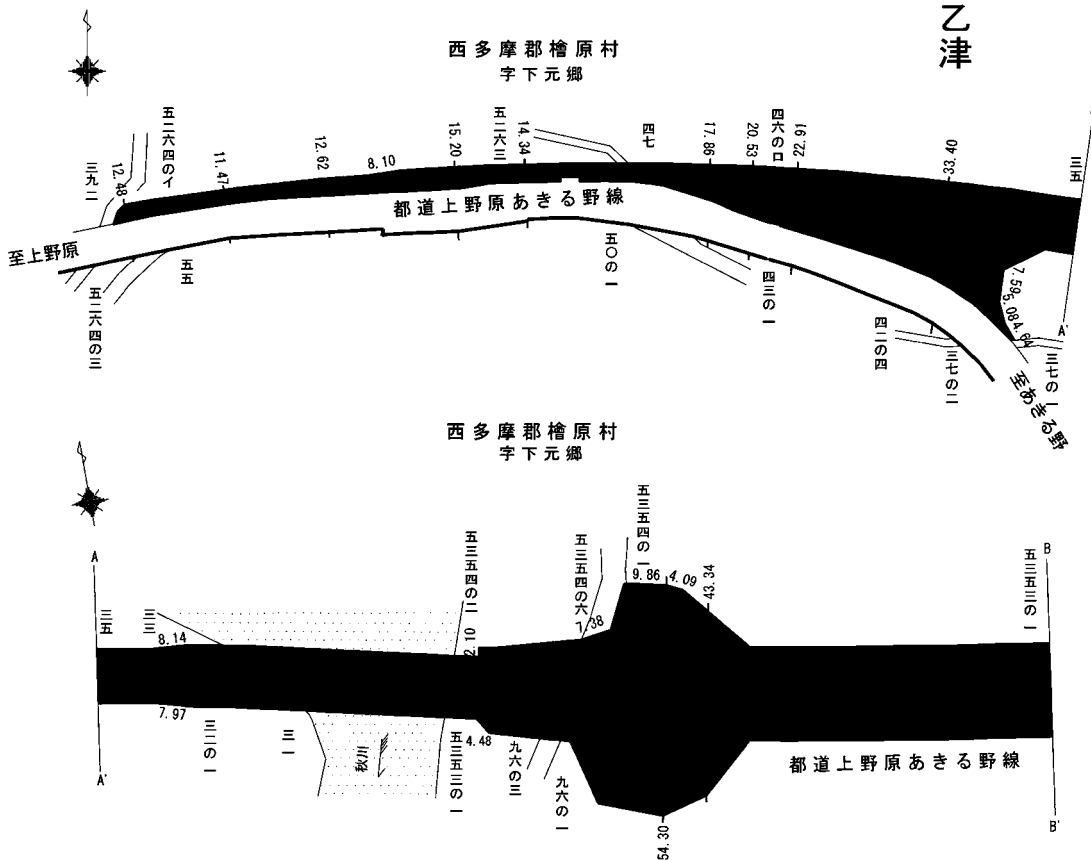
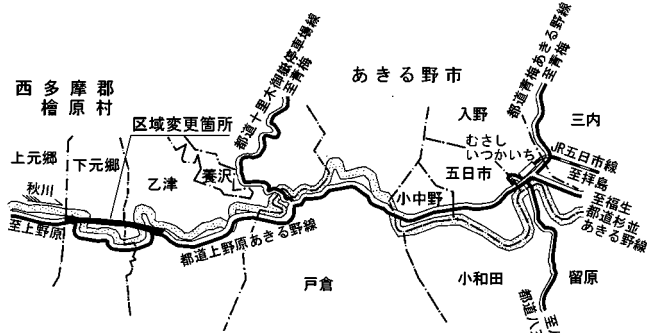
別図

都道上野原あきる野線区域変更略図

西多摩郡檜原村字下元郷、あきる野市大字乙津

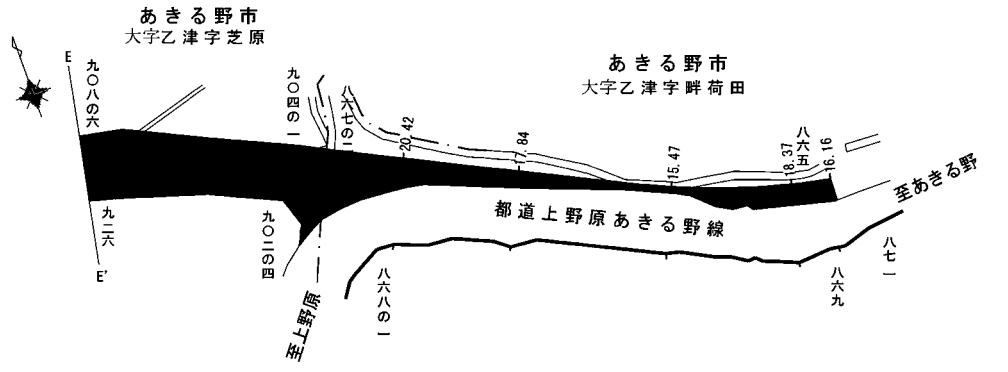
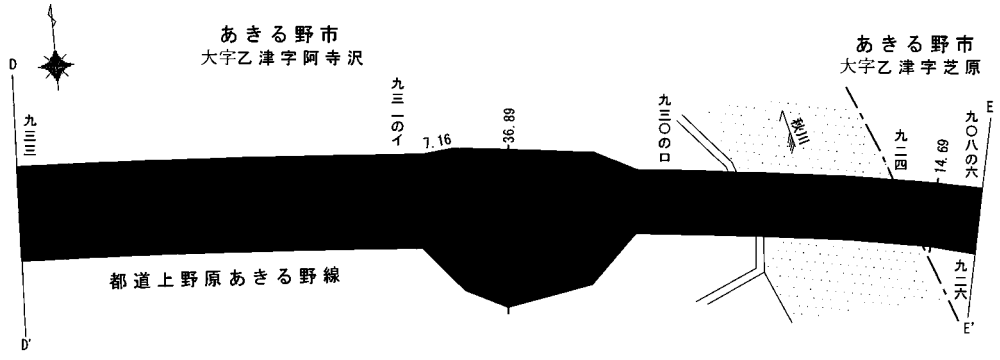
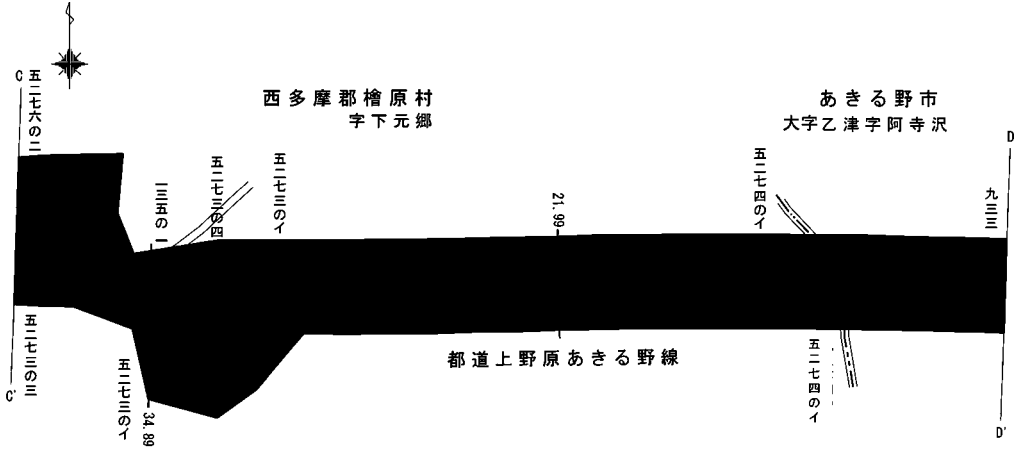
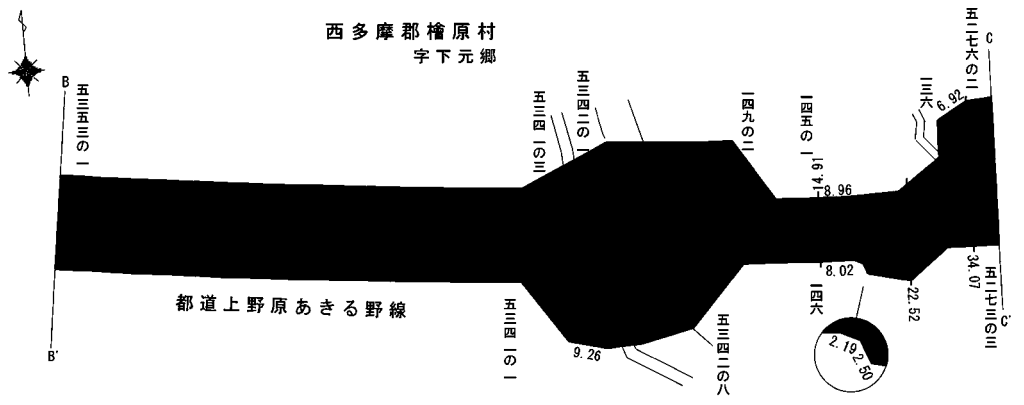


延長 一、三〇八・八八メートル  
 面積 二五、二八〇・〇二平方メートル



東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和三年三月八日  
 東京都知事 小池百合子

三 変更の概要  
 番三地内からあきる野市大字乙津字畔荷田八百六十五番地内まで  
 別図表示のとおり



●東京都告示第二百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 ひばりヶ丘停車場

(二) 変更の区間 西東京市住吉町二丁目二千六百六十三番一地从先から同市泉町五丁目二千二百八十九番九地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名 保谷志木

(二) 変更の区間 西東京市住吉町六丁目二千六百九十八番三地从先から同所二千六百六十四番四地先まで

(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

三(一) 路線名 前沢保谷

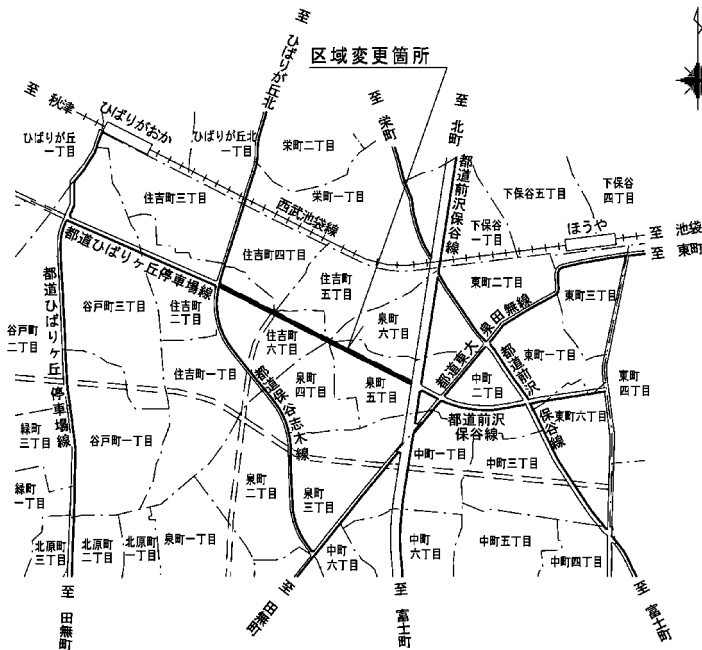
(二) 変更の区間 西東京市泉町五丁目二千二百九十五番四地从先から同所二千二百八十九番九地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(3)のとおり

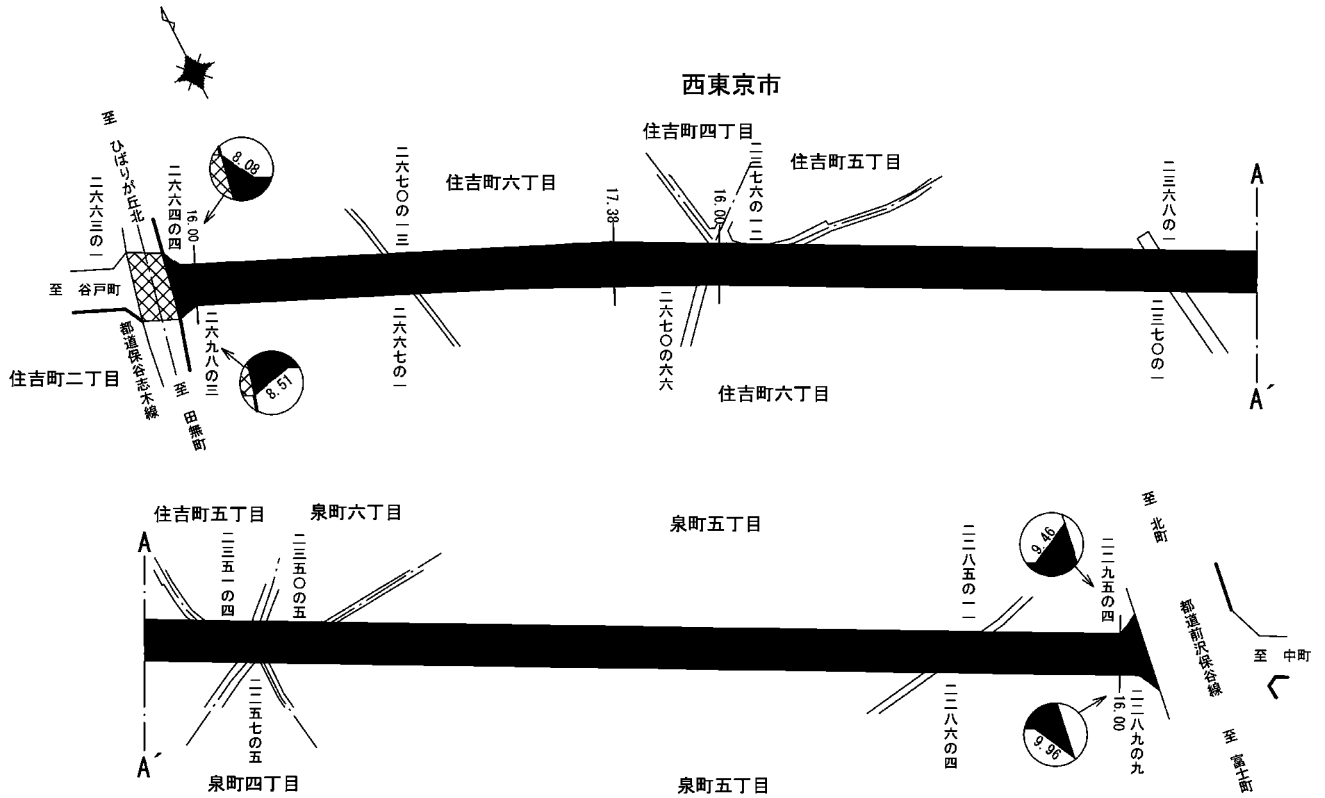
別図

都道ひばりヶ丘停車場線  
都道保谷志木線 区域変更略図  
都道前沢保谷線  
西東京市住吉町二丁目～泉町五丁目

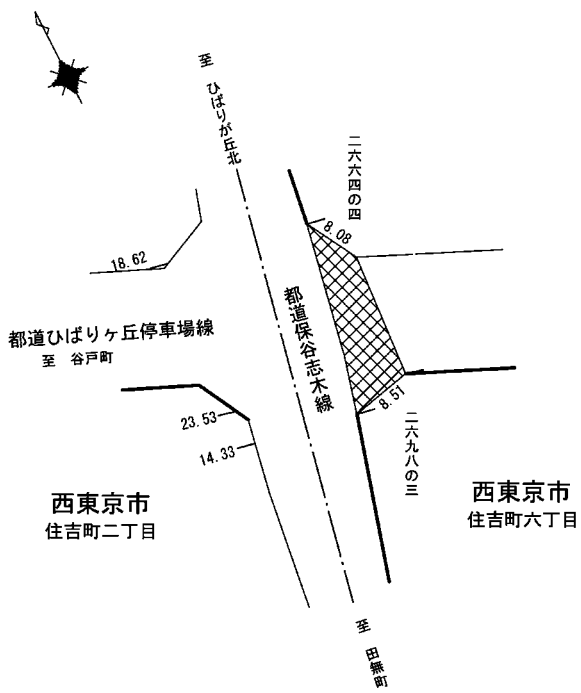
- 都道
- 市道
- 編入区域
- (1) 都道ひばりヶ丘停車場線
  - 延長 八一七・五七メートル
  - 面積 一三、〇九四・八九平方メートル
- 重用編入区域
- (1) 都道ひばりヶ丘停車場線(都道保谷志木線との重用編入)
  - 延長 一九・四三メートル
  - 面積 三八四・〇三平方メートル
- (2) 都道保谷志木線(都道ひばりヶ丘停車場線との重用編入)
  - 延長 二六・二三メートル
  - 面積 一三四・六三平方メートル
- (3) 都道前沢保谷線(都道ひばりヶ丘停車場線との重用編入)
  - 延長 三一・一九メートル
  - 面積 一六三・二一平方メートル
- 計画線



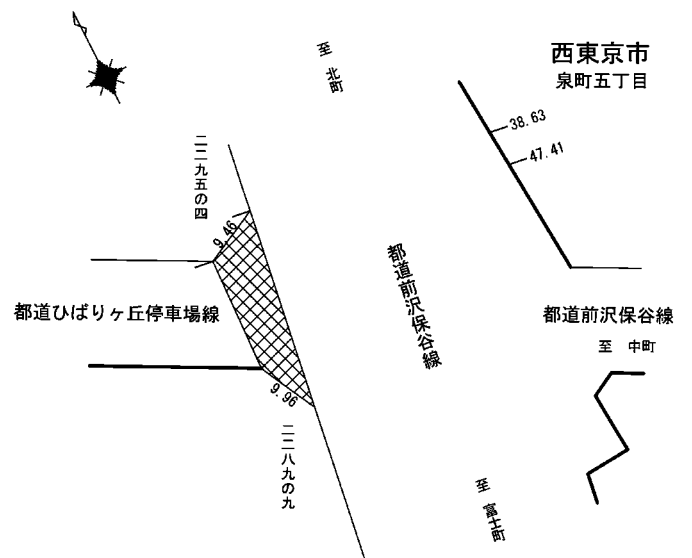
(1) 都道ひばりヶ丘停車場線



(2) 都道保谷志木線



(3) 都道前沢保谷線





公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年三月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

日野市三沢三丁目四十八番二、神奈川県横浜市青葉区奈良同番二十五の一部、同番三十四、同番三十七、同番四十五並びに同番六十四から同番六十六までの各一部、同番六十七及び同番六十九(第一工区)

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年三月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

東久留米市前沢一丁目九百十九番三

許可を受けた者の  
住所及び氏名

調布市深大寺東町五丁目三十一番六及び同番十一

西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕  
立川市高松町一丁目三十番十一号  
株式会社ノヴァ・アソシエイツ  
代表取締役 濱中 敏之

西東京市緑町一丁目二千五百五十八番四、二千六百十四番一、二千六百十五番、二千六百十六番三及び二千六百十九番一の各一部

西東京市西原町四丁目二千三百八十三番九、同番五十九及び八十番から同番八十二まで  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 千葉雄二郎  
三鷹市井の頭四丁目三百七十七番三の一部、三百七十二番二及び同番二地先  
中央区日本橋室町三丁目二番一号  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
代表取締役 藤林 清隆

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年三月八日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 第2武蔵野ビル

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目五番六号

三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年二月十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年三月八日から同年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

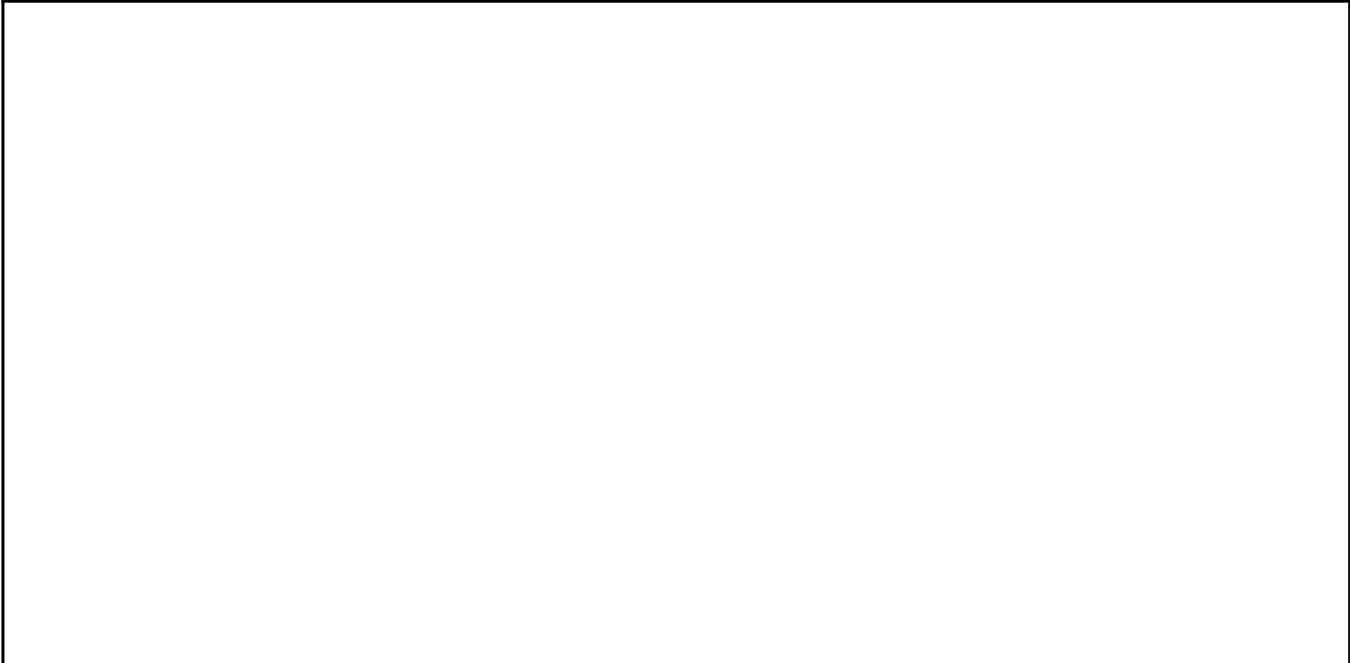
●東京都職員共済組合告示第一号

地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第四十六条の二第二号に規定する令和三年度の任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額は、四十四万円とする。

令和三年三月八日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

